

児童相談所における一時保護の手続等の在り方
に関する検討会
第3回 議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会（第3回）

議事次第

日 時：令和2年11月19日（木）18：00～20：00

場 所：TKP新橋カンファレンスセンターホール16D（16階）

1. 開 会

2. 議 事

一時保護期間中の手続等に関する検討

3. 閉 会

2020-11-19 第3回児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第3回「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日はウェブ会議も併用しまして、小平構成員、杉山構成員、高田構成員、土居構成員、橋本佳子構成員、藤林構成員はウェブでの御参加となっております。

また、前回、座長より御紹介のあったとおり、引き続き、法務省より平田参事官、最高裁判所より木村課長にも御出席いただいております。平田参事官につきましては、若干遅刻されるという御連絡をいただいております。

それでは、これより先の議事は吉田座長にお願いしたいと思います。

○吉田座長 皆さん、こんばんは。座長の吉田でございます。本日もどうぞよろしく願います。

それではまず、事務局から資料の確認等をお願いいたします。

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 それでは、資料の確認をいたします。

資料1「一時保護の期間中の手続等に関する検討事項について」。

その他、参考資料でございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

資料の欠落等がございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは早速、議事に入ってまいりたいと思います。

本日の議題は「一時保護の期間中の手続等に関する検討」となっておりますので、事務局からの資料の説明の後、記載された論点等に関し、項目ごとに御議論いただきたいと考えております。

それでは、事務局より資料1について御説明をお願いします。

○野村大臣官房総務課企画官 企画官の野村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1「一時保護期間中の手続等に関する検討事項について」を御準備いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、目次でございます。

期間中の論点の柱として、「1. 一時保護所内の処遇の在り方（所内の生活環境、通学・通園等）について」、「2. 面会通信制限、接近禁止命令の在り方について」、大きくこの2つを準備させていただきました。

3ページ目以降、前回と同様、大きく現状と論点というふうにそれぞれ御用意しております。

3ページ目、現状でございますが、所内の一時保護の環境・役割についてということでございますけれども、ガイドラインにおいては閉鎖的環境で保護する期間は必要最小限とし、一方、速やかに開放的環境に子供を移すことを検討するということが記載されてござ

います。

また、一時保護所内の体制といったところでございますけれども、所内の一時保護の平均保護日数が約29日、正確に申し上げれば29.4日、平均入所率が100%を超える自治体が12か所という状況がございます。

また、ガイドライン、子ども家庭局の局長通知におきまして、必要な一時保護に対応できる定員設定を行うことや、個室の整備や活用によって子供が個人として生活の確保が場面ごとに選択できるような体制を整備するなどが掲げられてございます。

この点につきまして、令和2年度の予算において大きく3つ記載をさせていただいておりますが、個室等の個別対応に配慮した整備が行えるような補助の加算、一時保護所の職員配置の予算上、最大2対1までの改善、あと、一時保護所の職員はまさに専門性を有する人材が求められる部分がございますが肉体的・精神的な負担が大きいという部分もございますので、特殊業務手当を増額するといったところなどについて手当を行っているところでございます。

また、今度は（3）として保護所内の処遇についてでございますが、日課等のルールにつきまして、先ほど掲げさせていただきました通知において、一律に集団生活のルールを押しつけることは権利侵害に当たると考えるべきであるという記載がございます。

続いて、4ページでございます。引き続き一時保護所内の処遇でございますけれども、ガイドラインにおきまして、外出、通学、通信、面会に関する制限は、子供の安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とすべきというところがございます。それから、所持品につきましても、子供の福祉を損なうおそれがあるもの以外は可能な限り子供が所持できるよう配慮することなどの記載がございます。

また、所内の一時保護中の学習についてでございますけれども、ガイドライン上、子供の状況や特性、学力に配慮した支援を行うことが必要とございます。まさにそのために必要な体制整備を図るといったようなところがございまして、また、通知上、保護者による連れ戻しが想定されるなど子供の安全が守られない場合や、子供が学校に通うことを拒否している場合を除いて、通園・通学をさせる、通学ができない場合にも、子供の個々の学力等に応じた学習支援を行うことが重要としてございます。

また、こういった点につきまして、予算では、学習指導協力員や専門的ケア対応協力員などの一時保護等対応協力員といった者を一時保護所等に配置するための費用補助などを行っているところでございます。

加えて、今度はここでよく御議論いただいております意見表明の部分でございますが、ガイドラインについて、子供の年齢や理解に応じた説明を行うというところでございます。

平成30年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業で作成されました「児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン」というものがございます。そこで、児童福祉審議会に子ども権利擁護部会を設置すること等を掲げ、それに関しての実証モデル事業なども行っているというところがございます。

また、一時保護所について第三者評価といったものがございますけれども、令和元年の児童福祉法等の改正によって努力義務で規定がされているというところがございます。

こうしたことを踏まえまして、5ページ目、6ページ目にそれぞれ論点として掲げさせていただきます。

(1) 一時保護ガイドライン等の記載と現状の一時保護所内の処遇について、特に以下の点をどのように考えるか。

①一時保護所の環境面ということで、開放的環境の在り方。都市部を中心に平均入所率が100%を超えているなど、慢性的な定員超過の発生。一時保護所内の生活上の規則の在り方。所内の生活環境の在り方。所内の一時保護中の学習の在り方。

②として、一時保護所における子供への対応面。一時保護の機能・役割に照らした一時保護所内でのアセスメント。一時保護中の処遇に関する児童の意見表明の在り方。

③として、一時保護所の第三者評価といったところで記載をしております。

6ページ目でございます。

(2) として、(1)を踏まえ、どのような改善策が考えられるか。

①一時保護所の環境面ということで、一時保護所に適した設備及び職員配置の在り方をどう考えるか。各自治体の状況にも鑑みた定員超過解消に向けた方策をどう考えるか。子供の特性に配慮した規則や指導の在り方をどう考えるか。学校等に通学・通園させるために、また、一時保護所内での学習水準を保障するために必要な方策をどう考えるか。

②一時保護所における子供への対応面ということで、1つ目、一時保護所に適した設備及び職員配置の在り方をどう考えるか、再掲でございます。2つ目として、一時保護中の処遇に関する児童の意見表明の機会の確保やその反映方法をどう考えるか。それから、これらを担う一時保護職員の資質向上策をどう考えるか。

③として、一時保護所の第三者評価の促進方策をどう考えるか。

そして、これらの(1)及び(2)を踏まえまして、(3)として一時保護委託についてどう考えるかという論点設定をさせていただきます。

これらを御議論いただくにおきまして、その後7ページ目以降、少しデータを御用意しております。

幾つか割愛させていただいて、11ページ目でございます。一時保護所の職員数の状況、右の下、隅でございますが、合計としてございまして、一時保護所の定員数が3,222、一時保護所の職員数が3,752、うち常勤職員数で1,752、非常勤職員数が2,000という状況になってございます。

また、12ページ目でございます。一時保護所の職員数の状況でございますが、各職種としてどういうものが配置されているかということでございます。児童指導員として126か所でございますが、スーパーバイザーは14か所、心理療法担当職員は50か所でございます。また、一時保護対応協力員、先ほど論点でも少しお示しさせていただきましたが、予算事業において配置しているものでございますが、例えば学習指導協力員は110か所、障害等援

助協力員は5か所、専門的ケア対応協力員は12か所の配置という状況になってございます。

また、13ページは、平均入所率が100%を超えている12自治体に対して、厚生労働省のほうで行ったヒアリングについての整理でございます。一時保護件数の増加の問題に対しては、身柄つき通告の増大や受け皿の問題ということで、まず一時保護の受け皿の問題、一時保護所の定員が少ない、一時保護委託先が少ないといったこと。もう一つ、一時保護解除後の受け皿の問題といったところもでございます。解除後の受け皿としての施設や里親が少ないといったところがございます。

あと、14ページ目以降、14、15、16は予算の措置としてどういったようなことがあるかということでございます。

一時保護専用施設というものでございます。下の枠囲いで一時保護専用施設とはどういったものかということを掲げさせていただいておりますが、児童養護施設等において、本体施設とは別に4人以上6人以下の1居室当たりの児童数までといった個別のユニットといたるところをつくるようなものでございます。選任の職員の配置などもございますけれども、実際にそれを活用している自治体、施設数といったものをここで掲げさせていただきました。

15、16ページは先ほど少し論点のところでお紹介いたしました処遇の改善についての予算措置の内容をお示しさせていただいております。

続いて、17ページから20ページが、所持品や外出の制限について、それから、設備上の問題、ユニット化や個別対応ができていないといったようなところ、そして、通学や学習の個々の状況についてデータで整理をさせていただきました。

例えば18ページ目ですけれども、外出の制限については8割以上といったところになってございますし、外部との連絡方法は児童相談所の職員を通じて行っていると答えた一時保護所が9割といった状況でございます。

あと、通学の部分でございますが、通園・通学した子供の有無について、通園・通学した子供がいた一時保護所が4割弱、一方で、いない一時保護所が約6割といった状況になってございます。

続いて、21ページ目です。個別に対応することが必要なときにそれぞれしっかりと個別に対応するような取組をしているかといったようなところでございます。個別対応のための何らかの取組が行われている一時保護所が135か所ございました。

22ページからは児童の意見表明の部分でございます。

22ページは一時保護所における意見表明についてのアンケート調査の結果でございますが、意見を把握するための取組として、信頼関係の形成であったり、意見箱の設置といったもの、それから、意見などを聞いた後の対応として、情報共有などが86.5%、所内での改善・解決につなげているものが76.4%といった結果がございます。

1枚飛ばさせていただいて、24ページが先ほど少し御紹介した「児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン」というものでございます。ガイドラインの中では、

児福審に子ども権利擁護部会の設置、子供の意見表明を支援する子ども意見表明支援員の配置といったものを枠組みとしてお示ししております。

26ページでございますが、それらのモデル事業として、子ども権利擁護に係る実証モデル事業というようなところで予算を確保しているところでございます。

また、27ページ、世田谷区の権利擁護の取組例といったところで、一時保護所において意見箱の設置、子ども会議の開催、一時保護所職員による子どもの意見を聞く会の実施といったものを用意しております。一時保護所の外に一時保護所の第三者委員や一時保護所の外部評価機関といったところがございます。第三者委員については定期的に一時保護所へ訪問して子供たちの様子を確認する、意見を聞き取る。聞き取った内容については児童相談所への伝達をするといったものがございます。外部評価機関は子供の権利が守られている体制かを含めた評価を定期的実施するといったものがございます。

続いて29ページは、東京都で一時保護所の環境改善に向けた検討がされ、報告書が出されておりますので御紹介をさせていただきました。今後の方向性として、児童に対する支援力の向上であるとか、自由な会話禁止と児童が感じる場合があるようなものに対してなどですけれども、児童が安心を実感できる環境づくりなどといったところが報告書として今後の方向性といったことで示され、これについてできるものから順次取り組んでいくといったことが示されてございます。

30ページでございますが、第三者評価の実施状況でございます。一時保護所については、努力義務ですけれども、24%が実施されているという状況でございます。

続いて31ページ、2つ目の論点の面会通信制限と接近禁止命令の在り方でございます。現状として御説明させていただければと思いますが、現状について、児童虐待を行った保護者について、面会や通信を制限すること、通常所在する場所の付近を徘徊してはならないことということが児福法に記載されてございます。29年の虐待防止法の改正において、接近禁止命令について一時保護や親権者等の同意の下での里親施設入所等の措置の場合にも行うことができるとされました。

一方で、改正法の施行前後で接近禁止命令の件数には変化はなく、利用実績が乏しいといった状況がございます。

平成28年に行われた検討会の中でも、司法からの在り方については一時保護への司法関与の在り方と関連して検討する必要があるでございませうとか、緊急の場合であっても迅速に面会通信制限をすることができなくなり、かえって児童の保護に反する結果となるおそれがあるといった御意見も記されているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、32ページでございますが、論点として4つ御用意してございます。平成29年改正で対象場面が拡大した接近禁止命令についてどのように評価するか。平成29年改正後の制度の利用実態を踏まえ、接近禁止命令の対象の拡大についてどう考えるか。同様に、面会通信制限の対象の拡大についてどう考えるか。そして、4点目ですが、面会通信制限・接近禁止命令について家庭裁判所の審査を導入するべきとの意見も

あるが、どう考えるかといった論点を御用意しております。

33ページ以降、この論点に関してのデータを御用意してございます。

以上でございます。

○吉田座長 どうもありがとうございました。

ただいま、一時保護期間中の手続等に関する検討事項の1、2両方とも説明いただきましたけれども、まずは資料1の「1. 一時保護所内の処遇の在り方」についての御意見をお願いしたいと思います。

御意見をいただく前には挙手いただくか、ウェブ参加の方は手を挙げる機能を御利用ください。

それでは、お願いします。

では、まず茂木構成員からお願いします。

○茂木構成員 4つの点について申し上げたいと思います。

1つ目は、一時保護所の実情だとか権利擁護全般のことになるかと思います。今回、資料のほうでいろいろと提供いただきましたけれども、実際に一時保護所の中で子供がどんな生活をして何を思い、何が起きているのかということはこの中では見ることができないのではないかと思います。その辺も踏まえてお話ししたいと思います。

まず、一時保護所はいろいろな子が入ってきますけれども、必ずしも一時保護に納得している子ばかりではないという点があります。こういった子供は、大人のいろいろな指示などに従わない、あるいは反抗的な態度を取るといった場合が少なくありません。

多様な子の2つ目は、発達障害だとか、あるいは被虐待症候群によると思われる、反社会的、非社会的な行動を取る子供が非常に多いということです。落ち着きがなくて衝動性が高く、ほかの子供に対する不用意な発言だとかちょっかいを出したということがあります。それから、認知のゆがみと言って、分かりやすく言うと思ひ込みがひどい、被害感を強く持っている、さらに、正しい状況判断ができなくて解釈が非常にゆがんでいるといった子供たちが多数いるわけです。

多様性の3つ目としては、本来一時保護所で何とかなる子供ではない子供が入所してくるということです。具体的には、精神科病院で医療保護入院になった子供が、病院で手に負えないから退院させられた。当然、家庭では手に負えないから数日で一時保護所に来るという実態があるわけです。さらに、治療的な専門施設である児童自立支援施設だとか児童心理治療施設が指導に手を焼いている、指導ができないからという理由で一時保護所に戻されてくるという事例が全国でたくさん起きているわけです。

さらに、警察からの身柄つき通告などに関しては、本来犯罪少年として処遇されるべきようなことをやりながらも、子供が家に帰りたくない、殴られたと言っただけで非行少年としての犯罪捜査をしないで安易に被虐待児として身柄つき通告をされてくる。聞いたら、殴られたのは5年前ですとかということも実際にたくさんあるわけです。当然、犯罪行為をしていますから、反社会的な行動が絶えないわけです。

一時保護所にはこうした子供たちが日々入所してきて、例えば定員30名の施設であれば年間おおよそ200名入所してくるわけです。200名入所するということは200名退所があるわけで、毎日以上入所か退所があるという集団は非常に落ち着かない状況があります。当然ここではトラブルやけんかが毎日起きます。怒りの感情に適切に対処できるようなスキルを持っていません。結果、何をするかというと、壁を殴ったり手当たり次第に物を投げつけたり、あるいは対人暴力に至ることもあります。職員は予防的に関わることを心がけて一生懸命やっていますけれども、追いつかずに事後指導にならざるを得ない。こういった器物損壊だとか怒りの感情、パニック状態になってかんしゃくを起こしてわあわあ大騒ぎしているわけです。そういう状況はほかの子供に非常に恐怖感を与えたり不安を与えたりということがあります。ですから、当然一時保護所の職員はほかの子供が安全や安心感を得るために集団から切り離して別室に連れていかざるを得ないこともあります。これはほかの子供に恐怖感を与えない、安心感を与える権利擁護のために行っているわけです。

いわゆる反社会的な行動を行う子供に対しては、ペアレントトレーニング的な技法を行うことが多いのですが、この技法では、不適切な行動に対しては好意的な無視という相手をしないということをやります。そうすると、一時保護所の中で何が起きるかということ、副作用として、どうも不適切な行動をしても職員から叱られないというふうの子供には映るようで、こういった不適切な行動が模倣されていって、本来壁を蹴ったり殴ったりということなんてしなかった子供が一時保護所でそういった行動をまねて蔓延していくということが起きるわけなのです。

ほかにも、本当に冗談のような話なのですが、童歌で指切りげんまんうそついたら針千本飲ますとやったところ、子供は針を1,000本も飲まされたら大変だということでパニックになってしまうと。笑い話ではなくて、これは現実には起きているのです。

こうした中で、様々な子供の安全や安心を図るために、例えば私語を極力禁止しよう、子供同士の接触を制限しようなどいろいろなことをやっているわけですが、結果的にはこれが一番即効性があるのですが、そういうことがあると、それは権利侵害だからと言って一方的に批判されてよいのでしょうかと思います。

ほかにも、学習場面などにおいて、何人かの子供たちを壁向きに一人一人座らせて間にパーテーションを置くということを行う一時保護所も少なくありません。これは非常に多動で注意が散漫な子を集中させる、エビデンスのあるきちんとした方法なのですが、何人かだけ壁に向かわされて、間も仕切りが置かれてかわいそうだという全然エビデンスに基づかない批判的な報道等も行われていて、こうしたことが保護所への批判的な体制になっていくのかなと思います。

大きな2番目として、なぜこういう状況になっているというお話をしたいと思います。それは職員体制と施設の最低基準だと思います。施設の最低基準は、この資料に例えば居室の面積が4.95平米以上とありますけれども、これは平成24年に制定されたと思いますが、既に出来上がっている一時保護所については古いままでいいですよと書いてあるのです。

そうすると、実はこの後に設計した一時保護所しか4.95平米はクリアしていません。だから、全国140か所中、4.95平米をクリアしているところはせいぜい30か40しかないわけです。ほかは3.3平米以下、定員オーバーもありますから、非常に劣悪な環境を強いられているわけです。

さらに、職員体制等に関して言えば、労働基準監督署等に当直、宿直勤務について問合せをしていきます。こういう事例で宿直はオーケーかと言うと、大体駄目です。今の一時保護所の内容を宿直勤務でいいですかと言うと、全部駄目と言われていました。しかし、夜勤体制でやっている一時保護所はわずか数自治体しかなくて、ほとんどは宿直体制です。それは、宿直体制のほうが職員を長く拘束できますから、職員体制がちょっとでも厚くなるからなのです。こうした中で、たった数名のいろいろな対応協力員を配置したとしても、先ほど申し上げたような反社会的な行動とか集団行動ができない子供たちに個別に対応できるはずがありません。

私が勤める一時保護所は、現在、29名の学齢児が入っていますけれども、個別対応をしている子供が4名です。これは、4名しか個別対応ができないからです。朝7時半から夜8時半まで職員を1対1でつけてしまうわけです。そうしないと安心した生活ができません。それでも残りの25名の中で毎日のようにトラブル、けんかが起きているという状況なのです。ですから、やはり職員体制をがっちり決めていくしかない。ここにはいろいろな科学的な調査等でエビデンスがありまして、子供の集団が6人を超えると急激に問題行動が増えるということが明らかになっているのです。ところが、一時保護所の集団というのは、特に都市部を中心にほとんどが20名、30名という大きな集団。こういう中ではトラブルは起こらないはずがないです。ですから、まずは基本的に最低基準を大幅に引き上げて、さらに子供の集団は最大6人までにしなさいといった最低基準を立てない限り、今のようなトラブル続きの一時保護所は改善できないかなと考えます。

3番目に、教育を受ける権利ですけれども、教育を受ける権利を話題にしたときに必ず出てくるのが通学の問題だと思います。ただ、通学をさせたから教育を受ける権利を保障したことには決してならないと思います。一時保護される子供の半分以上は、学年相応の学力が身につけていません。こういった子供が、要するに学校で適切な教育を受けてこなくて、教育を受ける権利を逆に侵害されてきたわけです。そういった学校に通わせることが教育を受ける権利を保障することになるのでしょうか。むしろ、現在行っている、子供の実情をアセスメントした上で、子供の学力に応じた学習指導のほうが、学力を向上させるという意味でははるかに教育を受ける権利の保障になるのかなと思います。

さらに、現実的な問題として、一時保護所はほとんどが都道府県立ですから、圏域が広がります。子供だけで通学させることはできません。何十キロも離れているところから一時保護されます。通学させるには当然大人の手が必要です。5人通学させなければいけないときに、方向が全部違えば朝の時間帯に5人つけなければいけないわけです。こんなことが現実にできるのかなと。むしろ、私は施設内学校を制度化すべきだと考えておりま

す。児童自立支援施設で行われているような分教室、分校方式を一時保護所のほうに拡大していくということが必要かなと思います。

4番目として、一時保護所は多くが立派な鉄筋コンクリートの大きな建物を造る、改築をするときには造る、新築の際にもそうしているというところが一般的かと思いますけれども、こういった設計ですと、構想から実現まで2年3年かかってしまうわけです。私はむしろ、一時保護所のほうにも民間の一軒家を借りて、児童養護施設が行っているような地域小規模のグループホームといった体制などもできるような国庫補助というものが求められるのだろうなと思います。

長くなりましたが、私のほうからは以上です。

○吉田座長 どうもありがとうございました。非常に詳しく、一時保護所の現状を踏まえて改善案をお話いただきました。

それでは、中村構成員、お願いします。

○中村構成員 中村です。よろしくお願いします。

先ほどの茂木構成員の話をお聞きしている中で、改めて必要だなと思ったことが3点あります。

1つは、職員の専門性です。多様な子供たちが入所しているということを考えると、一時保護所の職員さん自身の専門性を高めていく、または専門職をもう少し配置するということも考えないといけないと思います。先ほど説明にも予算をつけましたというお話もあったかと思いますが、やはり今の状況でいいのかということも改めて考えないといけないと思います。今、一時保護委託が進んでいるという状況もあると思いますが、今後、一時保護委託先の専門性をどう確保していくのかということも考えないといけないと思います。もちろん里親さんは難しいかもしれませんが、一時保護委託を受けている施設のアセスメント等の専門性も考えないといけないなということが1点目です。

2つ目が、一時保護所内で生活する子供たちの権利擁護システムの導入です。訪問型のアドボケイトによる子供の声の聞き取りということが必要ではないかとお話を聞いて改めて思いました。

3つ目が、第三者評価が今努力義務になっているという説明があったと思いますが、一時保護所というのはとても閉鎖性が高いということは、ここにいる皆さんは御存じだと思いますが、だからこそ、市民に知られていないという状況だと思います。その中で、処遇の質が悪い事や権利侵害の様な状態が起こっていても市民の人たちは知らないということを見ると、やはり第三者評価をしっかり入れていく、努力義務ではなくて義務にしていく必要があると思います。今の児童養護施設などのように、サービス評価として行っていく、その中で生活している子供たちの声も乗せながら評価をしていく必要があると思います。外部の目がないという中では質の向上は、なかなか難しいと思います。

最後に、だからこそ、先ほど茂木構成員もおっしゃっていましたが、多様な子供たちがいるということをしてできるだけ、子供たちの存在がネガティブにならないような、問題がある

子がいっぱいいるということではなく、いろいろな背景から子供たちが大人の事情に巻き込まれた状況で生活をせざるを得ないということも含めて多くの人たちに知っていただくということが処遇の改善につながるのかなと思いい見を言わせていただきました。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、先に藤林構成員からお願いいたします。

○藤林委員 茂木構成員、中村構成員に触発されながら、私の今までの児相歴18年の経験の中からお話ししたいことが幾つかあります。

平成28年の児童福祉法改正で家庭養育優先原則がうたわれまして、それは一時保護の子供も同じとっております。要するに、なるだけ家庭環境または家庭的な環境で子供が代替的養護を受けるべきなのだと。

また、ガイドラインに書いてありますように、速やかに、安全確保ができた場合には開放的環境に子供を移すことを検討するということが今はなっているわけなので、我々もこの数年前から積極的に閉鎖的環境である一時保護所の期間を短くして、なるだけ子供が通学できるような開放的環境に移す努力をやってまいりました。

その中でやはり限界もたくさんあるわけなのですけれども、幾つかお話ししたいと思います。茂木構成員が言われるみたいに、一時保護に来る子供というのは本当に多様なニーズがありまして、本来は医療保護入院が必要な子供さんもいらっしゃる、全然子供が納得していないにも関わらず警察から連れてこられる子供さんまで。年齢も様々です。そういう様々な年齢、性別、多様なニーズを持っている子供を一時保護所だけでケアするというのは絶対に不可能だと私は常々思って来たところです。

何年か前に茂木先生にうちの職員研修に来ていただいたときに、そうだなと思ったのは、一時保護所の1か所でなくて、一時保護の選択肢を増やしていくことなのだと。子供のニーズに合わせた様々な一時保護の在り方があっていいのではないかという話があって、確かにそうなんだなと思って聞いておりました。

そういった一時保護の選択肢を増やしていくということと開放的な処遇を進めていくということを併せて、なるだけ閉鎖的な一時保護所期間を短くして、一時保護専用施設、または里親を活用していくということに我々なりに取り組んでいるわけなのです。けれども、事務局が整理していただいた一時保護所の処遇の在り方とこの資料は、専ら一時保護所の課題について書かれているわけなのですが、それは確かにもっともではあるのですけれども、私がここでぜひ発言したいのは、一時保護所を例えば増設するとか、職員配置基準を増やすということも必要な場合ですけれども、どのように委託一時保護の環境の選択肢を増やしていくのか、中村構成員が言われた委託一時保護のケアの質をどう高めていくのか、これも同時にもっと進めていかなければ、一時保護所だけを改革しても何も進まないのだなということは今つくづく我々の取組の中で考えているところです。

例えば、14ページに一時保護専用施設の説明がありますけれども、一時保護児童の専任

の職員を2名及び管理宿直等職員の配置が必要と、大体2.5名ぐらいなのです。6人の子供を2.5人で見ていく一時保護専用施設というのはなかなか大変だなと思いますし、我々、一時保護専用施設に子供さんを一時保護委託して通学させていただいているわけなのですが、本当にこれは職員にとって大きな負担になっているわけなので、もっともって質の高い一時保護専用施設を運営するためには、ここの職員の配置基準を実現可能なものに変えていくということも必要ではないか。

それから、茂木構成員が言われた、福岡市はコンパクトシティとはいいながらも、一時保護専用施設から遠方の学校に通学するためには、場合によれば往復2時間はかかったりするわけなので、本当は一時保護専用施設がもっと分散していろいろなところに置かれたらいいのではないかなと思っています。そうすると、私が思うのは、社会福祉法人だけが一時保護専用施設を運営するのではなくて、NPOであるとかいろいろな団体が小規模な一時保護専用施設を、ある程度県内や政令市内をカバーするように配置していくということも一つの考え方ではないかなと思っています。

あと、里親委託の一時保護も考えるわけなのですが、乳幼児さんは一時保護であったとしても、里親さん、ファミリーホーム、できれば里親さんに委託したい。やはり家庭と同様の養育環境で一時保護をお願いしたいのです。けれども、何せ乳幼児さんの一時保護というのは突然、今からとか、今のような時間、例えば午後8時からとなるわけなので、そうそういつも登録している養育里親さんがスタンバっているわけではないので、一時保護委託ができなくて乳児院にお願いしているというケースが多いかなと思っています。この頃に一時保護委託を予定している、という計画的な保護の場合には里親さんに一時保護委託はできるわけなのですが、そうでない本当に緊急な乳幼児の一時保護というのは、現状の養育里親さんでは非常に難しいかなと。

そこで、こういった乳幼児の一時保護委託里親さんにもっと委託しやすくするためには、イギリスとか、アメリカもそうだと思うのですが、一時保護専任の養育里親制度を創設するということが必要だと思います。要するに、いつでも待機してもらおう。待機してもらおうときには待機料は払う。その代わりに、いつ何時緊急一時保護があっても、土曜日であっても日曜日であっても、夜であっても夜中であっても受けてもらえるような、一時保護専任の里親類型を創設することができれば、緊急一時保護は、ほぼ多くの場合には里親さんでできるのではないかなと思っています。

あと、茂木構成員も言われましたけれども、子供の多様なニーズに対応していく一時保護施設として、一時保護所だけでは本当に限界なので、児童自立支援施設、児童心理施設、障害児入所施設といったより専門性の高い施設が一時保護専用施設を持って、より柔軟に対応していくということももっともって行われるべきではないかなと思うのですが、ここが今なかなか進んでいないということも今後大きな課題ではないでしょうか。一時保護委託の受け皿が多様に、また、地域的にも分散して準備できていくと、一時保護所の数々の問題は解決していくのではないかなと思っています。

一時保護の処遇の問題はここまでにしまして、あと、第三者評価について少しお話をします。児童養護施設または乳児院は第三者評価がほぼ義務づけられているように、私も一時保護所または一時保護専用施設、場合によると里親さんも第三者評価の対象になるべきと思っています。ただ、一時保護を受ける一時保護所にしても専用施設にしても非常に特殊な状況なものですから、誰でもが第三者評価ができるものではないと私は思っています。30ページの主な評価機関を見ますと、これで本当に適切な第三者評価ができるのだろうかという疑問も持っておりまして、私は以前から、イギリスのオフステッドのような全国的な評価基準を持って、ある程度評価者、インスペクターも標準化された評価機関を創設すべきと思っていますところではあります。

以上です。

○吉田座長 どうもありがとうございました。

それでは、鈴木構成員、お願いいたします。

○鈴木構成員 鈴木でございます。

私は10年以上一時保護所に勤務しておりましたので、今、茂木先生が言われたことは非常によく分かるところであります。

まず、13ページにあります一時保護所の定員超過の理由というところを見ていて、皆様分かっていただけると思うのですけれども、一時保護が長期化したり非常に困難があるという点につきましては、一時保護所だけが原因ではないということなのです。例えば持っていき場がなければ次の処遇も進まないわけですので、いろいろなことが関係してくる。話が拡散してしまっただけで申し訳ないのですけれども、やはり児童相談所や施設なども含めた全体の力を高めていくというか、人数的なものも含めて、それがないと一時保護所の問題は解決しないと思います。

それから、三重県は専用施設が幾つかあるものですから、先日、ある児童養護施設に附置されている専用施設の方と話をしていたのですけれども、いわゆる児童養護施設の子供たちを見る職員さんとはちょっと距離がある、という事が分かりました。一見同じように見えて仕事が全然違うわけですね。児童相談所に現役で勤務していた時、私は知らなかったのですけれども、話を聞いてみると、一時保護専用施設の職員は結構大変なんだそうです。大分まいっている感じがあって、児童養護施設の職員からしてもあまり勤務したいところではないみたいな感じがあって、やはりそういうふうなところはきちんと見ていかないといけないと思うのです。単に児童養護施設と同じだけ配置しておけばいいという話では全然ないと思います。

その辺については、やはり適正な人的な配置ということはあるのですけれども、この前も申し上げましたが、三重県でデータ分析をやっていますけれども、例えばリスクアセスメントや一時保護の入退所、虐待の再通告などを全部データとして蓄えていきますと、大体どれぐらいのスペース、何人ぐらいのベッドがあれば最大限いけるかという辺りがその分析で出るという感じになってきております。また、2年ぐらい前に三重県でやったので

すけれども、一時保護所の職員が腕時計型の端末をつけて、それで仕事をする中で業務分析が結構できてくるのです。心拍数などでどういうふうなときにストレスがかかっているか、夜中に警察からの身柄付通告があって急遽対応するときには非常に職員の心拍数が上がっているとかというものが出ていたと思うのですけれども、そういうふうなところもきちんと見ながら、児童養護施設とは違う配置を進める必要があると思います。

長くなりましたけれども、その辺、三重県の試みも併せて御紹介させていただきます。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、高橋構成員、お願いします。

○高橋構成員 一時保護所にいろいろな施設の種類の必要だろうというのは私もそうかなと思ってお話を伺っていました。

私たちは子どもシェルターをやっていて、子どもシェルターは児童自立生活援助事業もやってはいますが、実は2019年の統計でいうと、233人中150人は一時保護委託で来ているのです。なので、大半の子供が実は一時保護委託で入ってきていて、児童相談所からお話に来る場合もありますけれども、シェルターのほうに直接連絡が来て入ってくる場合もあるという流れです。

そういう意味で、今日のお話をいろいろ聞いていて、6人を2.5人では無理ということは我々も厚生労働省にずっと言い続けていて、そんなの絶対に無理ですとかという話もあるので、基準の問題も一方で物すごく関心があったのですが、一番関心があったのは、子どもシェルターと一時保護所は子供が納得して入ってくるかどうかというところが一番違うかなと思っています。子どもシェルターは基本的に本人が納得していない限りはシェルターは受けませんというふうに、児童相談所から頼まれてもそういう整理をしているのが基本なので、そこの納得があるというところで、行動化をする方はいますけれども、まだましなのかなと。

逆に言うと、一時保護所で子供たちに自分は主体的にここにいるんだと思ってもらえるようにするには、やはり入り口のところの納得感というのは物すごく大事だろうと思っていて、そこは保護所の問題なのか、保護所に入る前の児童相談所の問題なのか分からないのですけれども、そこを相当丁寧にやっていくということがとても大事なことかなと思って聞いていました。

あとはもう一つ、多様性ということで言うと、児相からシェルターに頼まれるパターンで、妊婦さんとか、最近で言うとLGBTの問題を抱えている方などが集団の保護所ではできないとって来ることが結構あるので、そういうことも含めて、施設を多様化させるのか、小規模でユニット型にしていくのか、何らかの方針はないとまずいかなと思っています。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、土居構成員、お願いします。

○土居構成員 土居です。

一時保護の委託先を拡充するという案にとっても賛成です。ただ、すぐに全国の自治体が対応というのはちょっと難しいかなと思っているので、やはり一時保護所自体の基準、質の向上というところは不可欠なのだろうなと思って、今話を聞いていました。

やはり一番の問題点は、一時保護所の基準が児童福祉施設の基準に準じているということなのだろうな。要は、一時保護所には365日24時間子供がいるわけで、学校に行ったり、あるいは遊びに行ったり、自由に外出したりしている施設とはおのずから異なってくるので、そこをやはり考慮に入れるべきではないかと考えています。要は、一時保護に沿った基準をつくるべきだと思っています。

その中で、やはり自治体の担当者と話をしていると、設備や職員の配置基準というのはある程度マストにしてもらわないと、努力義務であったり、自治体の裁量でできるというふうにするとどうしても財政ともめてしまうので、そこも一定考慮に入れてほしいなと考えております。もちろん、いろいろな自治体があるので一概に言えないというのはよく分かるのですが、財政がひっ迫している自治体がほとんどですので、その基準自体がマストでないのであれば配置はなかなか難しいかなと。特に加算でいく分については、どうしてもその基準を法定化してもらわないと、加算だけだと県費の持ち出し分というのはとても大きいので全然進まない。うちがそうなのですが、全然進んでいません。

もう一つ、職員の配置基準についても、一時保護所が男女をきれいに分けているところが多いということも考慮すべきで、一時保護所の中での事件というのは特に夜に起こりますけれども、事件が起こったときに適正に対処するためには、泊まりの人たちも男女ペアで宿直できるような体制が必要だと考えております。そのために人件費がどうしてもかかってくるので、その辺に対する配慮も必要かなと考えております。

もう一つが学校のことなのですが、私、学習権の保障はもちろん大事だとは思いますが、それ以上に自分が行っていた学校での友達や先生との触れ合ったり話し合ったりするといった時間も子供たちの成長、発達に与える影響はとても大きいのではないかと思います。そこも一時保護所のことを考えるときに外せない要素だと思っています。

最後に3つ目、第三者評価のことなのですが、先ほど藤林構成員や中村構成員が言われたように、専門性はとても大事だなと思っています。

和歌山の現状をお伝えしますと、まず、第三者評価が義務化されていなかったために、第一段階で財政部門ともめました。義務化されていないのに要るのですかというところ。そこは何とかクリアして、次は頻度でもめました。それは1年に1回やるのですか、2年に1回やるのですかということで、そこでさっきの児童福祉施設の基準が出てきて、3年に1回ということで3年に1回でやりますかみたいな話になり、第3段階目で、今度は県内のとある、先ほどの第三者評価機関にも出てきたところですが、そこに第三者評価をお願いしたいという形で依頼を持っていったところ、調査員が一時保護所の第三者評価の研修を受けていないのでできません、責任を持ってやれませんということで断られたのです。専門性を持っていないから評価できませんというのは、きちんと評価をしな

ければいけないと思っているからこそその判断だと思うので、これはある意味正しいのです。なので、第三者評価機関も養成してもらわないと、きちんとした一時保護所の判断、評価ができないと思いますので、そこも一定考慮してほしいなと考えております。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

続いて、宮口構成員からお願いします。

○宮口構成員 宮口です。

私のほうは、支援者のニーズと子供のニーズという2点について、今の皆さんのお話を聞きながら思ったことをお伝えしたいと思います。

茂木構成員のお話を聞いて、一時保護所がいかに関員にとって過酷かということのを改めて実感させていただきました。また、鈴木構成員のお話の中に、一時保護委託先の施設の職員は普通の児童養護施設の職員とまた違って、孤立するとか大変な状況でもあるのだということもあったように思います。一時保護をするときに、今の職員体制の中では、物理的にも心理的にも両方、職員の安心安全がないという状態なのだということをお話から確認しています。まずは人的配置が全然追いついていないということと、心理的にもやはりサポートが要る。子供に攻撃性を向けられたときに、それをどうやって受けていくかというメンタル的なサポートが要るところとか、そこも中村構成員が言われたように専門性ですよね。職員がいかに関員性を得て子供に対応するかという養成を経てきているのかどうかということはずごく大事ななとお伺いしました。

そういう職員の安心安全が一時保護の勤務をするときには要ということが、なぜそうなるかという子供のほうのニーズについて私はお話ししたいと思っています。私自身は親子関係の支援のプログラムとか、子供と親を再び合わせていくという支援をしているのですけれども、子供にとって、その中で一時保護がどういうことかということをいろいろ実感したことがあるのでお伝えします。

一時保護というのは、大人からしたら安全な場所にはなるのですけれども、子供にとっては安心な場所ではないと考えています。それはなぜかということ、私は関係性の支援ということでアタッチメントに基づく支援をしているので、その観点から考えると、子供にとって、大人もそうなのですけれども、一番不安や恐れが活性化するのはどういうときかというのがあって、それは3点あると言われていています。1つ目は、自分の心身の状態が弱っているとき。2つ目が、新規な場所であったり、新しい環境であったりというところは怖い。3つ目は、そのときに今まで関係性があつた頼れる大人とか、頼れる人と切れるということが子供にとっては不安や恐れが活性化すると言われていています。なので、一時保護ということ自体は子供にとっては本当に不安や恐れが一番湧き上がって、どうしていいのか分からないという中で、行動問題としていろいろな問題が起こってきているというような状態があります。そういう子供の状態の理解が大前提に必要なのかなと考えています。

そういう子供たちは、夜になったらいろいろ、先ほどもお話があったように、行動問題として出てきたりということがあります。実は夜が一番アタッチメントというか不安や恐れが活性化するので、夜が宿直体制であってはいけないわけです。夜勤でないといけない。しっかりとそこのケアが必要なのだという視点が要ということで、そもそも子供にとって安心安全な場所を確保するというところが一時保護の役割としたら、その辺りをどんなふうに、そして、その後に、例えば一時保護所なのか、一時保護委託なのか、里親さんなのか、その選択肢はいろいろあるということが本当に安心安全につながると思うのですけれども、まずどこから出発するのかというのがその辺りなのかなということを、改めて子供のニーズをお伝えしたいと思いました。

一時保護所や児童養護を体験したある保護者と今お話をしているのですけれども、まだ若い、20代前半の方なのですが、その保護者の方が言っていたらしゃったのが、一時保護のときに、今から自分はどうなるのかということが全然分からなくて、誰にそれを言ったらいいのかとか、見通しが全然ないということがすごく怖かったと言っていて、誰に言ったらいいのかとか、どうなるのかということ、それこそアドボケイトする誰かがいるということが本当に必要なのだということ、元社会的養護にあった子供が今親御さんとなって私は出会っているのですけれども、彼女はそれを何とか、一時保護で出会って自分はよかったと言っていたらしゃるのです。あそこに入って、安心できる大人と会ってよかった。でも、どうなるか分からないということがすごく怖かったとおっしゃっていたので、そこをお伝えしたいと思いました。

長くなりました。失礼します。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、川瀬構成員、お願いします。

○川瀬構成員 皆さんの話を聞きながら考えたことを少しお話しさせていただきたいと思います。

まず思うのは、安全性の確保と開放性が対立していて、子供にとってはその場所開かれた場であることが安心安全につながるわけですね。例えば一時保護施設が閉鎖的であるほど、そこで何か起きたときに安全が脅かされる可能性があるわけです。子供が保障してほしい安心安全と、児相が考える子供を外部から守らなければいけないというところ、安全安心とは何かもう少し議論され整理されていく必要があると感じました。

権利擁護に関して幾つかあるのですけれども、まず、一時保護所を経て家庭復帰するお子さんも多く、家庭に戻った後に、状況が改善せずにつらい思いをされている方がかなりいらしゃるわけですね。あるいは施設や里親家庭での児童間の暴力など、措置先でも安心安全な環境でないことがある。一時保護所は、嫌なことをされたときには嫌だと言っていないんだとか、あるいは、権利を侵害されたときにどうすれば、どこに行けば対処してもらえるのかを子どもたちに教育し、意識づけする一つの重要な門であると捉えることができるのではないかと思います。

また、冒頭、茂木構成員から、児童相談所に保護されている子供たちが、問題行動や発達特性のある多様なお子さんを受け入れていて、対応の困難さについてお話がありました。私は児童自立支援施設で勤めていて、子供の問題行動は、その背景に彼らが何を願っているのか、あるいは何をしてほしいのかという思いの表れだと思うわけです。問題行動が起きてしまっているお子さんたちこそ、あなたはその行動を通して本当は何を伝えたいのか、どういうことを避けたいのか、子供の感じていることや思いをくみ取る仕組みが必要なのではないかと思っています。

また、一時保護所における権利擁護の取組を調査していただいているのですが、例えば意見箱を設置しているからといって、それがどれくらい機能しているのかは分かりにくいわけです。意見箱が子供にとって使いやすいものなのか、意見箱に投函した後、職員がどう対応してくださったのかとか、そこが重要なわけですね。取組の中ですごく重要だと思うのは、例えば退所時に子供自身に一時保護所での経験をある評価していただいて、そこから一時保護所の運営を改善していくような取組だったり、あるいは、退所する前でも子供たちにアンケートを取ったり、集団的なヒアリングをしていく中で、子供がそこでの処遇、ケアをどう評価しているのかを聞きながら、それを一時保護所の運営に反映させていくこと、また、子供からの評価をオープンにしていくことも非常に大事なのではないかと思います。

視点がちょっと変わるのですけれども、多様な一時保護委託先を確保するということは私も非常に重要であると共感しております。その一方で、一時保護委託を受け入れる児童養護施設職員側の難しさ、葛藤、例えば、子供が混乱していたり、いろいろな思いをぶつけたかったりする。けれども、それを聞いても、その後、継続的に責任を持って関わることが難しい。どのレベルまで関わったらいいのか判断することが難しいという声も聞こえてきます。なので、今回児童相談所にアンケートを取ってくださっているのですけれども。一時保護委託を受ける側の視点からも、一時保護委託の評価をしていく必要があるのではないかなと思いました。

最後に、先ほど土居構成員が学習権の保障といったときに、必ずしも学力ということではなくて、学校の先生や友達との関係もというお話がありましたけれども、これは当事者からもよく聞こえてくることです。友達と関係性が途切れてしまった、それが1か月、2か月となったときに、そういうことが子供にとっては大きな変化の一つで、特に親との関係性が悪かったりすると、友達だったり学校が重要なつながりだったりすることがあるので、保護するということが、子供にとってはある意味それまでのつながりを分断される行為になる場合もあるということを意識しながら、それまでのつながりをいかに保障し続けられるのかということも併せて検討していく必要があるかなと思います。以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、お待たせいたしました。橋本和明構成員、お願いします。

○橋本和明構成員 橋本です。よろしくお願いします。

皆さんの意見と同じようになるかも分かりませんが、私なりに考えているところは、一時保護所は、何らかの生活が脅かされている、あるいは生活が成り立たないという子が入ってくると思うのです。だから、確かに心の安定やケアというけれども、そこに生活がなかったらそれは実現しないのだろうと。そういう生活をどう考えていくかという点で、物理的にどうか、あるいは人的にどうか、社会的にどうかという3点を皆さん議論されているかなと聞いていました。

物理的には、建物の老朽化とか、個室のなさとか、静かになりたいというときにそういう場所が提供できるかどうかということは非常に大きな問題で、ある一時保護所は、静養室というのは名ばかりで、倉庫みたいなところに置かれているところもあつたりします。また、今回コロナのことなどがあって、両親がコロナにかかった。子供さんはかかっていないのけれども、両親が養育できないから一時保護になって来た。そういう子をどういうふうに保護していくのか。まさに物理的な問題が問われているところがあつたりします。

また、人的には、これもさっきから意見が出ていますけれども、夜間、アルバイトの学生さんが入っている。学生さんだからどうのこうのと言うわけではないですけれども、そこに夜の、それこそさっき言われた愛着の問題が問われている。そこに専門性みたいなものをどう考えたらいいのだろうか。また、入浴の仕方、あるいは食事の仕方というところというのはまさに生活なのだけれども、そこにやはり子供の特徴が出てくる。それをしっかり行動観察をしてアセスメントしていく。これが非常に重要なところなのですが、その専門性がどうもうまくいかないという問題がある。

最後に、閉鎖的な施設のイメージがやはりあるわけです。さっきも言われていましたけれども、安全と閉鎖性というのはなかなか大事な問題で、安全にするためにはやはり外から見えないようにする。だから、どうしても開放的にならずに閉鎖的になっていくわけです。ここら辺の問題は非常に難しいところがあるのですけれども、私なりに考えているところは、子供にとって社会が開かれているかどうか。社会に対してつながりを持っているかどうか。社会性があるかないかということが問われるのかなと思うのです。つまり、いつまでここに置かれるのだろうと。その期間や展望がないと非常に閉鎖的なところに置かれている感じを持つわけですね。ここから出たらこんなふうになる、こんなふうにやっていけるみたいなのところを子供が持てることによって社会とつながっていくし、そういう処遇の在り方が一時保護所の社会性を高めていくことになるかと思うのです。

まとめますと、物理的、人的、社会的というのは3つの軸で同時にやっていかないと、単に人が増えた、単に構造が変わっただけではうまくいかないのだろうと思っております。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、橋本佳子構成員、お願いいたします。

○橋本佳子構成員 橋本です。よろしくお願いします。

皆さんの御意見を聞いていて思ったところとしては、まず、職員の専門性というところ

で、私が所属している児童相談所でも本当に一時保護所でかなりトラブルも多発しますし、それへの対応というのは毎日のように追われているのが実情なので、それも踏まえつつ思ったところをお伝えしたいと思います。

先ほど子供たちのトラブルで、そこに子供たちの背景などいろいろあるというところで御指摘もあったと思うのですが、それと同時に、知らず知らずに職員側でも子供の背景やトラウマに対して適切に対応できず、知らないうちにトラブルの引き金になるようなこともあったりします。現状の児童相談所では、ケースワーカーと一時保護所と心理士がちゃんと連携して、子供の背景をきちんと理解してどう対応していくかということを本来だったらやっていかなければいけないのかなと思うのですが、実情、それは私がいる児童相談所ではあまりうまく回っていないのではないかなということは、今、一つの議論として挙げられています。どうやってその子供に、ケースワークもするのでありますが、子供の処遇というところで心理教育やトラウマのケアといったものをどうやって有機的に連携させていけばいいのかということの一つ大きな課題かなと思っております。

先ほど川瀬構成員から、子供の意見表明というところで、意見箱を置いたところでどれだけ意味があるのかという御指摘があったかなと思うのですが、名古屋市の児童相談所は年間1,000人ぐらい一時保護をしているのですが、意見箱を昔設置していて、今もまだ設置しているのですが、本当に年間1桁ぐらいしか意見箱に当初はなくて、意見表明としてあまり機能はしないのではないかなとこちらとしても思っています。

私たちの児童相談所では、やはりアウトリーチしないと意味がないというところで、今、大体2週間に1回は必ず保護所の中にいる子供に、一時保護所内での安心安全が守られているかというところを個別に聞き取りをして、それ以外にもどういったところに不満があるかとか、何を感じながら生活しているかという聞き取りをしています。実際、定期的な聞き取りをするのはすごく大変なのですが、今年度から実施しているのですが、実施していなかった昨年度と比べると、子供間のトラブルなどはかなり実効的に防げているかなと思っております、やはり子供に意見の表明をする機会を与えるということは、具体的にもっとアウトリーチの形でやっていかないといけないのかなと思っております。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。まだ発言されていない方などはおられますか。

では、茂木構成員、お願いします。

○茂木構成員 橋本先生の物理的、人的、社会的というのはまさにそのとおりで、同時というのもおっしゃるとおりだと思うのですが、専門性をどう確保していくか、学習の機会ですよね。それから、所内の児童福祉司や心理士との連携をどう取るか。こういったことがうまくいっていない一番大きな原因は、職員がいないのです。研修に出したくても、ローテーションが回らないから出せません。

それから、ワーカーとじっくり語り合うにしても、職員は出勤して朝の引継ぎが終わり

ば、勤務時間中は全て子供に張りついています。子供の元にいます。ワーカーと担当レベルでケースカンファレンス、打合せはできません。これはやはり職員がいないからなのです。では、職員を増やしました。個別にこの子に対応したほうがいいからということが私たちは子供を見ていれば当然見えてきますから、では、集団はAさんがやりましょう、Bさんは太郎くんを担当して付きっきりでやりましょう。そうすると、また研修に行く機会はありません。さらに、児童心理士との打合せもできる時間がありません。

厚労省は2対1まで増やすようにした、補助金を増やしましたとおっしゃいますが、これは金額をよく見ると、4対1と2対1で、2対1で金額が増額になるのは定員が40ぐらい以上で、それ以下の定員のところは2対1の増額も4対1の増額も同じなのです。はっきり言って、これは単なるやりましたというポーズでしかない。30人以下は2対1も4対1も補助金は同じなのです。だから、ここは思いきって、最低1対1。1対1は絶対に必要です。

ですから、まずは人をきちんと確保するところから始めないと、専門性も向上できません。私も社会的に開かれるように様々なボランティアを受け入れて、いろいろな人が入れるようにしています。それは、誰かが子供から離れてやらなければその準備は進みません。

ということで、まずは人の準備、十分な人の配置から始めないと、改善の余地はないように私は感じます。

○吉田座長 ありがとうございます。

今までのところで、特に人的な問題ということで、今、茂木構成員からも人を増やす、大方、その点について、御発言内容ほかの方と一致している部分は多いと思います。

一時保護所の定員超過の問題が先ほど来説明されましたけれども、人を増やすということで解消するにしても、財政的な手当のところ、これをどう計画的にやっていくのかという問題が当然あると思うのです。その進め方として何か御意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

藤林構成員、もしこれに関連してであれば、先に御発言いただきたいと思います。

○藤林構成員 別の意見を言おうと思っていたのですが、座長からどう解消していくのかという課題があったので、そちらのほうをまず先にお話ししたいと思います。

構成員のどなたかが言われたみたいに、一時保護所の定員を増やすということでは何ら根本的な解決にはならない。増やしたら増やただけで入ってくるばかりで、そうではなくて、好きで定員を超過しているわけではなくて、その先のパイプが詰まっているということが一番大きな問題だと思います。そうすると、本来あるべき解決先というのは、その自治体における措置ができる児童養護施設や児童自立支援施設といった、実際に措置できるキャパをどのように増やしていくのかという問題。または、実際に委託できる里親さんをどのように増やしていくのかという問題ととても連動している。または、先ほど言いましたように、一時保護所の問題だけではなくて、一時保護委託できるキャパをどのように増やしていくのかという、もっと代替養育の全体像を整備していくということが根本的な解

決につながっていくのではないかなと思っています。

ついでに、なかなか順番が回ってこないの、権利擁護について少しこの場で短くお話ししたいと思うのですけれども、24ページ、25ページで権利擁護対応ガイドラインが示されていて、これは吉田座長とも一緒に、私も意見を言いながらつくっていったものなのですけれども、今年度モデル事業が行われているわけなのですが、私は早く本格実施に移ってほしいなと思っています。

25ページにある権利擁護対応ガイドラインを実施するためには、調査員であるとか、また、独立型アドボケイトが必要なので、ここはどうしても予算が必要になってくる。これは自治体の単費ではなかなか難しいところがあるので、やはり国として、本当に子供の権利擁護を進めていくためには予算が必要なのだと思っています。先ほど橋本構成員が言われたように、意見箱を置いて意見を出してくださいってとしても、やはり意見は出てこないのですよね。うちでも年に数件なののですけれども、独立した機関から派遣される訪問型アドボケイトがいる中で、子供自身が意見を言っているんだなということを学びながら意見を言っていく。その中で一時保護の環境の改善もある意味進んでいくのではないかなと思います。

長くなりましてすみません。以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

私も一言、今の定員解消の点で、数を増やせばいいというものではないのだという話はもちろん、専門性という観点からすると、先ほど一時保護所でアルバイトの方が夜ということがあったり、どこかの自治体で非常勤の職員の方の対応で一時保護してほしいという女の子の希望を拒否してという形で、そうなってくると、正規の常勤職員だけではなくて、非常勤職員の採用という点でもきちんと手当しておかないと、思わぬところから漏れていくだろうということがあります。

先ほどの茂木構成員のお話にあったように、一時保護所は多様な子があって、そして、情報があまりなくて、それに対応しなければいけないとなると、場合によっては児童養護施設以上に専門性が必要だということになるわけですよね。これが元にあるとすると、一時保護所の職員の能力というのは極めて高いものが要求されるのだということはやはり認識しておく必要があるだろうと思うのです。このことは児童相談所付設の一時保護所だけではなくて、一時保護専用施設、里親委託の場合も同じように言えるということですので、ここは押さえておく必要があるかと思っています。

あと、根本的な問題で、一時保護所とは何なのだということですよ。資料の7ページに、一時保護の具体例として、緊急保護、行動観察、短期入所指導とあります。この役割を果たすというときに、今の一時保護所でこれが果たせるのか。また、子供たちの行動の規制を行う権利擁護という観点からすると、この役割を果たすのに必要な権利制限は必要以上の権利制限になっているのではないか。ここにもう一回立ち返って、どのような条件が必要なのかと。それから、もっと立ち返れば、一時保護の具体例はこれだけなのか。も

っと重要なものがあるのではないかということです、ここでは本当に根本的なところまで立ち返ってもう一回議論していく必要があるかと思っています。

それから、子供の権利擁護の仕組みのところ、今日資料に出された世田谷区の例ですけども、御承知のように、今、ここで議論されているのは児童福祉審議会を使った権利制限の仕組みでありますけれども、全国には今、自治体の子供のオンブズという形で第三者機関が幾つも設けられている。これは特に第三者性を重視するという点で、首長部局から独立したところ、なるべく距離を置いたところに設置しようということで動いているわけですね。ですので、こういう制度がある自治体に関してはそれを活用する。または、場合によっては、こういう制度を自治体で独自に設けるといっても必要だとなってくると、これは厚生労働省の枠を超えて、総務省ともまたやらなければいけないし、それぞれの自治体との調整も必要になってくるだろうと思います。

ということで、私のほうも先ほどから発言したくてしようがなかったので、やっという機会がありました。ありがとうございます。

少し時間が押していますけれども、2番目の論点に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、「2. 面会通信制限、接近禁止命令の在り方」の部分について御意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、久保野構成員、お願いします。

○久保野構成員 久保野でございます。

この件について、意見と質問なのでですけども、意見といえますか、私がどういう問題として捉えているかということなのですが、面会をしていくというのは、両極の見方をしっかり取って、そのバランスをしっかりと図っていくことが必要だと思っています。その両極というのは、行政上のちゃんと根拠に基づいて、必要があって一時保護をして分離しているわけですので、その目的を達するために必要で合理的な範囲では面会は制限できて当然だししかるべきだという一方であります。

ただ、他方で、この命令が導入されたとき、実は個人的に結構違和感を持ったのですが、それはなぜかといいますと、日本では親権制限をすることが非常にやりにくいといえられているわけなのですが、しかし、ほかの国などを見ますと、会うということは実は最も中核的で一番制限をすることに慎重であっていい大事な事柄だと思われていると理解しております。つまり、会うかどうかというのは、差し当たり親権者を想定して話していますけれども、親にとっても子にとっても重要な権利であって、不合理な制限は許されないし、非常に大切に扱うべき権利だというこの両極の見方のバランスをしっかりと取っていくということが大事だと、ちょっと抽象的な話で申し訳ないですけども、どちらにも偏らないということがとても大事ではないかなと思っています。具体的ところは、今言ったような微妙なバランスを制度化するとすると難しいと思っていますので、今、細かく何か申し上げるという趣旨ではございません。

むしろ、もう一つ質問でございまして、それは、今回命令の在り方が問題になっていて、従前の拡大なども背景にあるので、命令についての調査を割としていただいたと思うのですけれども、今、いろいろな一時保護所の実態を教えていただけてすごく勉強になっている中で、命令の関係ではなくて、面会はどのぐらいどのように行われているのか、あるいは現実にはあまり行われていないのかという辺りを少し教えていただけるとありがたいと思いました。といいますのは、先ほど伺ったような入所児童の多様性ですとか、本当に驚くような職員体制の中でなさっていることなどを素人が伺いますと、面会させるとかということも物すごく難しいのではないかと想像したりするものですから、その辺りの実情について少し教えていただくか、あるいは調査をしていただけるとありがたいと思いました。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

この調査結果を見ると、命令という形でなくて、いろいろな方法で親からの面会強要とか、場合によっては引き取りの強要を防いでいるので、そういう手段は使われていないというようにも読めると。では、実際にどうやっているのか、また、どういう判断なのかというところですけども、一時保護所関係の方、どうでしょうか。

では、先に。

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 まず、事実上面会を制限しているということの統計ということだと思いますけれども。

○久保野構成員 もちろん、事実上面会を制限しているということの統計という意味もあるのですが、面会というのがどういうふうに行われて、逆に、事実上も制限していないときには例えばいつでも自由に親が行って会えるという状態なのか、そうではないかとかという意味で、実態を知らな過ぎることだと思いますけれども、先ほど伺ったような過酷な状況の下で、面会がどういう実情なのかということについて教えていただけるとありがたいということでした。すみません。

○吉田座長 とても重要な御質問かと思えます。

では、まず茂木構成員からお願いします。

○茂木構成員 一時保護所は交代制勤務ですので、それから、最近は外部から守るという意味で、直接外部、保護者から電話から受けるということはシャットアウトしています。ですから、突然来られても、このお母さんがこの子の本当の親なのかということは実は分からないので、面会についての窓口は全て児童福祉司が行っているところが一般的ではないでしょうか。ですから、親御さんは面会したいという申出は児童福祉司のほうにする。そこで相談部門のほうで特に問題ないとかということであれば約束をしていくという形になるのかなと思うのです。

ただ、一方では、子供が面会を望む場合、あるいは拒む場合がありますので、むしろ面会通信制限を法的な処分として行う云々よりも、運用の中でどうやっていくかという意味では、例えば子供が拒む場合はやはりさせられない。ふだん子供と一緒にいる私たちとし

ては、無理強いさせられないかなと強く思います。あるいは、「うん」と言っているからいいのかということ、どうも子供の「うん」というのも怪しいところがあって、無理やり支配的な関係の中であれば「うん」と言わざるを得ない。あるいは、別の変な配慮があったりします。そこは本当に丁寧に一時保護所で関係を持っていく中で、やはり子供は最後には本音を言ってくれてきたなという実感を私は持っていますので、そこは慎重に、子供が「うん」と言った、それから、親も特に取り返しの心配もない、だからいいのかというところはそうはいかない。子供は大きな傷つきだとか、あるいは支配されているみたいなのところがありますので、ケースワーク上、あるいは子供のケア上は、法律云々よりも子供にとって面会をすることはどんな意味があるのか、プラスの意味、マイナスの意味、両方から考えていくということかなと思います。

以前は、いわゆる虐待で預かるよりも養護相談として預かる時期、30年ぐらい前はそうだったのですけれども、そういうときはやはり子供に里心がつかないように1週間ぐらい我慢してねとお願いをして、1週間後ぐらいから面会をさせていたと。それは児童養護も同じで、児童養護はもっと長くて、最初は1月我慢してねと言っているところが多いのではないのでしょうか。それは計画的に面会をしていくと。

○吉田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

久保野構成員、今の御説明に対していかがでしょうか。

○久保野構成員 今の御説明は本当に実情の一端としてありがたく伺いました。

一方で、単に本当に実情を知らないのを知りたいというだけの質問なのですけれども、やはり人員の制限がある中で、ケースワーカーや心理士と児童福祉司ともある種協議する時間を確保するのもかなり努力しないとできないといったような状況がある中で、面会のアレンジというほど大げさでもないのかもしれないかもしれませんが、児福審に面会したいと親が申し込んできて連絡が来てというようなことが割と頻繁に、例えば2か月の一時保護の間に、結構頻繁に親に会えるのが当たり前というような状態が、その辺り、かなりイロハになってしまうのかもしれないのですけれども、状況がもし分かりましたらありがたいなと思った次第です。もちろん児童の状況、あるいは地域性などいろいろあるのだとは思いつつ伺っておりますけれども、それとの兼ね合いである程度制限の必要性みたいなこととか、裁判所で判断するのが適切かみたいなことがある程度影響するのかなと思ったものですから、何度も申し訳ありませんけれども、質問させていただきたいです。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、藤林構成員、お願いいたします。

○藤林構成員 今の久保野構成員の質問に対して、お答えになるかどうか分からないのですけれども、34ページを見ていただくと、面会通信制限が年間36とか84とかとても少ないというのが現状なのですけれども、多分このような行政処分としての面会通信制限ではなくて、現実的に指導や施設管理上の制約というところで面会通信制限が事実上行われてい

るのかなと思います。例えば保護所にいる子供が親に電話したいと言っても、毎日電話するとか朝夕電話するという現状はないのではないかなと思います。それは行政処分ではなくて指導という枠組みの中で制限されているのかなと思います。

でも、実は、それは久保野構成員が多分問題意識を持っていらっしゃるように、子供にとって面会通信は基本的な権利ですから、そんな制限が児童相談所の指導や施設の判断で安易に行われていいのかどうかということはやはり十分議論すべき問題であり、どういった場合に制限するのか制限しないのかということについては、行政処分の場合であればそれなりの事実に基づいた処分が行われるわけなのですけれども、指導であるとか施設管理上の面会通信制限については、何か基準が曖昧になってしまっている。ケース・バイ・ケースといえればケース・バイ・ケースなのですけれども、そこにはやはり一定の明確な要件が必要ではないかなと思います。また、子供の基本的な権利である面会通信を制限するのであれば、司法審査を経るべきという考え方もあるのかなと思います。

または、先ほどの権利擁護にも関連するわけですけれども、前回も言いましたが、保護されることに同意していない子供さんもいらっしゃる。俺は帰りたいのでぜひ親と話したいという子供に対して、あなたはまだ親と話す段階ではありませんというようなことを言ったりするわけですけれども、「それはおかしい」、「自分は面会をする権利があるんだ」ということを子供自身が第三者機関に訴えるというルートはやはりつくるべきではないか。その意味でも、子供の権利擁護システムを早急に国として制度化し予算化していく必要があると思います。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

この面会通信制限、接近禁止命令について。

それでは、高橋構成員、お願いします。

○高橋構成員 私も藤林構成員がおっしゃっているように、事実上拒否されているというか制限されていることが非常に多くて、でも、親御さんはそこに文句を言っていないかもよく分からない人がほとんどだし、文句を言っている間に2か月が終わってしまうということもあるのかなと思っていて、それが実際にできているがゆえに、逆に連絡をもらった児童福祉司さんも忙しいとか、折り返しはまた来週みたいな話になってしまっていて、面会をさせていいのかわからないのかというアセスメントがきちりできていないケースが非常に多いのではないのかなと思っています。

ですので、制度改正の問題以前にまず、これは多分児童相談所の問題だと思うのですけれども、児童相談所がやはり面会通信は、久保野構成員がおっしゃるように、基本的には本当に子供が親といつでも会える権利というのは、原則は保障される。でも、一時保護の目的との関係で、子供の安全安心のために制限されるというそのアセスメントをきちりやるということが出発点としてすごく大事かなと思います。

○吉田座長 ありがとうございます。

では、鈴木構成員、お願いします。

○鈴木構成員 きちんとアセスメントをするというところが実は難しく、非常に悩ましいところなのです。例えばけがをしていて職権保護するという場合はそんなに悩まないで済むのですけれども、例えば性的虐待がなかなかはっきり言えない子供さんであるとか、そこが分からなくて、本当に長期間保護していったらやっと落ち着いてきて言えるということがあって、そこを事前に決めておくというところがどこまでできるのかなというのは現場の悩みです。だから、今のところ、運用で何となくやっているところは正直あると思います。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、橋本佳子構成員、お願いいたします。

○橋本佳子構成員 橋本です。

私からは接近禁止命令について考えているところをお伝えできたらと思うのですけれども、接近禁止命令は法改正で対象が28条で措置しているケース以外にも拡大されていて、私も実際に児童相談所に入って接近禁止命令を出したケースがあったのですが、やはり対象を拡大したおかげで、かつ、接近禁止命令が利用できるということで、子供を早めに一時保護所から委託先に出すことができたということもあって、対象の拡大については、例えばここに例示されている親族宅に預けられているケースとかといったものについても、私としては積極的に考えていいのではないかなと考えます。

あと、面会通信制限や接近禁止命令については、私も家庭裁判所の審査導入はあってもいいのではないかと考えています。もちろん面会通信がすごく大事なものであるということに加えて、今、実際に接近禁止命令をやるとなると、行政手続上の告知・聴聞をやると思うのですけれども、かなりこれに時間を要していて、手続主体者がどうしても行政庁なので、公平にやるためには保護者に対しての手続をかなり手厚くやらなければならない反面、命令を出すのにすごく時間がかかっていて、個人的には33条の審判のほうが早いのではないかなと思うぐらいなので、そういった意味でも、実際に第三者が入って審査するというのは本当に意味があることではないかなと考えます。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、土居構成員、お願いします。川瀬構成員はもう少しお待ちください。

○土居構成員 土居です。

接近禁止命令と面会通信制限の双方について意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、接近禁止命令のほうなのですけれども、利用件数が少ないことをどう評価するかということも一つ挙がっておりましたが、実際に接近禁止命令を出す場面は結構限られていますので、利用件数は少ないかもしれませんが、やるべきときにその制度がないと困るという性質のもので、対象場面を拡大したことというのは一定評価すべき

なのではないかと私は思っております。ただ、今、橋本構成員からもありましたけれども、聴聞手続などに慣れていない自治体が多いと予想されますので、それが利用につながらなかったという側面もあるのかなと思っております。

今後の対象の拡大についてなのですが、私も対象の拡大に賛成です。その際にぜひ考慮していただきたいのが、条文上の要件なのですが、1つが、児童虐待を受けた児童についてという要件があるのですが、これはそもそも児童虐待の場面でしか使えないという形になっているのです。本来的には児童の福祉を害する場合に使うべき接近禁止命令だと思っているのですが、児童虐待に限定する意味がないので、そこは外してほしいというのが1点。もう一つが、今の条文だと、児童虐待を受けたということになっているので、児童虐待が認定できるという前提になってしまうのです。それはひとえに何が問題かという、一時保護をしたばかりの段階は、児童虐待を受けたかどうか、受けたと疑われてはいますけれども、受けたと認定できるだけの根拠がない場合もありますので、そのときに使えないということでちょっと問題かなと思っております。それを解消するために、児童の福祉を害する場合に利用できるようにすべきではないかと考えております。

もう一つの要件が、児童虐待を行った保護者に対してしか出せないというところが一つ問題だと思っております。私が担当した案件の中で、親権者からの虐待を理由に施設に措置された児童がいるのですが、そこに親族である祖父がやいやい言ってきて児童が迷惑を被ったという事例がありまして、その場合にこの接近禁止命令を出せないのです。その祖父は別に虐待していたわけでもなんでもなく、たまたま現れた方なのですが、そういった場合に命令を出せなかったことがあるので、非加害親であったり親族に対する命令を出したい場合も考慮してほしいと思っております。

もう一つ、先ほど久保野構成員の質問にあった、面会がどのぐらい行われるのかというところにもちょっと関連するのですが、今、うちの和歌山の児童相談所で、基本的にこうやって面会交流をさせていこうというのが1つあるので、それを御紹介したいと思います。

まず、どこの自治体もそうだと思うのですが、面会交流は初回が極めて重要だと思っております。うちでは初回の面会交流をアセスメントのための面会交流だという位置づけをしています。どういうことかという、保護者と面会してみても、子供がどういう状況にあるのか、子供がどう思っているのかというのをきちんとアセスメントするための面会と位置づけています。ただ、その面会をやるかどうかの判断のところ、まず子供の意向を確認して、子供がおびえたり恐れたり、あるいは明確に拒否したりする場合には面会させません。子供に対するアセスメントだけで終わると。ここで出てくるのが、行政指導での面会交流を控えてくださいというお願いであったり、あるいは面会通信制限であったりします。

子供に聞いたときに、そこまで拒否をしない、会ってみたいとか会ってもいいよという

場合には、ここでまたアセスメントのための面会なのですけれども、短時間会わせるということをやっております。短時間とはどれぐらいかということ大体5分から15分ぐらいです。ここで何を見ているかということ、実際には面会を構造化しています。親に事前に面接をして、子供に何を話すのかということを引きちんと決めさせます。その質問の意図も聞きます。なぜそういう質問をするのかということところです。実際に子供と会ったときに、そこから外れる質問をし始めたり、あるいは、先ほどもちらっと出ていましたけれども、支配関係が現れるような雰囲気になってきたら止めるよということも事前に言うておきます。そこでもう面会を中止にしますということところです。

その初回の面会交流で何を見ようとしているかということ、それは親子関係をきちんと把握したい、親子関係がどういうものかということを見ていくという形になっております。そういった面会を何回続けるかというのはケース・バイ・ケースなのですけれども、後々一時保護を解除して帰すという場合には、親子交流というものもまた頻繁に行うことになっていきますし、その分面会交流も増えていく形になります。

これは一時保護段階ですけれども、措置入所した児童の場合にはまた施設とも話し合っ、て、そういったアセスメントのための面会ももう一回やってみたり、あるいは再統合に向け、どれぐらいのスパンで再統合できそうなのかといったことも関連して面会の回数を決めているというようなことをしております。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

この点、ほかにございませんでしょうか。

では、私のほうから。面会交流に関しては、御承知のように、今、家庭裁判所で大変大きなテーマになっているということと、その事案を通じての蓄積もたくさんあると思うのです。親子間というか、母、父と子供というのと、それから、施設の一時保護所。状況が違いますけれども、とても参考になる部分が多いのではないかと思います。ですので、今後はそうしたところもまた加味しながら、この面会交流の、先ほどお話があったように、アセスメントをどうするか。それから、その基準をどう立てるのか。それから、実施をどうするのかという点では共通する部分も多いと思うので、そちらのほうも参考にしながら検討を進めていく必要があるかと思ひます。

橋本和明構成員、いかがですか。急に振って申し訳ありませんけれども。

○橋本和明構成員 ありがとうございます。橋本です。

家裁では、以前は基準みたいなものが非常に曖昧だったので、本当にケース・バイ・ケースでやっていたところがあったと思うのですが、法律的な基準はないものの、例えば虐待がない場合は基本的には会わせるみたいなスタンスになってきていると思うのです。ただ、その基準に当てはまらない場合は会わせないわけなのですが、そこも非常に堅苦しくなってくるとまたうまくいかないという問題も今発生しているかなと思ひたりもします。

また、家裁ではプレイルームみたいな面会交流をする部屋があつて、そこで試しに会っ

てもらおう。そういうふうな試行的な面会交流みたいなどころもかなりやられているので、そういうところも今のアセスメントとしての面会交流と非常に似たようなところがあるかと思えます。

○吉田座長 急に振って申し訳ございません。ありがとうございました。

それでは、今井構成員、お願いいたします。

○今井構成員 東京家裁の今井です。

先ほどからお話のあります、いわゆる面会交流ということに関して、虐待との関連ということもおありになると思うのですが、今話題になっています、いわゆる監護親と非監護親との間の面会交流という場面と、また、一時保護の状態にあるお子さんに親御さんが会いたいとって見える場合だとそれなりにちょっと違う環境があろうかなと思ひまして、そのところは、通常家裁で行われている、話題になっているような面会交流とは少し違う切り口が必要なのではないかと思ひます。

あと、前に戻って恐縮ではあるのですが、面会通信制限とか接近禁止命令についての司法関与ということになってきますと、従前から同じ話にはなりますけれども、裁判所としてやはり関与していくということになれば、司法審査に耐えるだけの客観的な資料というものがない限りはなかなか思ったとおりのものが認められないという判断になってしまうということもありますし、迅速、適切に行われるべきこういう命令とかというものがどこまでその迅速性とかとの関係で達成できるのかという問題点はあるかと思ひます。そうした点は問題としてはあるのかなとお聞きして感じたところでございます。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございました。

それでは、杉山構成員、お願いいたします。

○杉山構成員

接近禁止命令等が実際に活用されていない理由として、事実上の行政指導のレベルで対処できるからだというお話ではあったのですが、やはり要件の不明確さといひますか、さらには不服申立の機会が十分に与えられるとは限らないということが問題であろうかと思ひています。そのため、本来であれば手続は重くなるけれども、命令によって対処すべきものなのではないかと思ひます。もちろん司法関与との関係でみると、子と親の交流を制限するものでありますので、司法関与があるのは望ましいと思ひますけれども、事前のものとして設けるのか、あるいは事後的な司法の関与で足りるのかという、一時保護自体への司法関与の在り方と同じような問題が出てくるかと思ひます。

ただ、たとえ司法関与を入れたとしても事実上の運用で面会交流などを制限するという実務がそのまま残るのであれば、結局司法審査は活用されないことになると思ひますので、まずは現行の制度でうまく運用を図り、事後の司法関与として不服申立て等の機会を十分に与える方向で、つまり現行制度を維持する方向で考えていくのがよいではないかと思ひます。

1点目の論点とも関わるのですが、仮に家庭裁判所での司法審査を入れるとすると、迅速な手続が求められることになると思います。そうしますと、前回にお話があったように、子供の意見の聴取について、家裁では十分時間を取ることができなくなり、児相等が聴取した子供の意見が書面にまとめられて家裁に提出されて、それが審判の基礎となるが多くなると思います。そうすると、審判を申し立てた当事者自身が聞いた意見を裁判所が考慮することになり、中立性の点で問題は出てくると思います。もし司法審査を事前に入れるのであれば、中立的かつ専門的な第三者が子供の意見や意向を聴取するような手続を保障していかないと、司法審査はうまく機能していかないのではないかと考えています。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、時間も迫ってきましたので、茂木構成員と久保野構成員のお二方で終わりにしたいと思います。

では、茂木構成員、お願いします。

○茂木構成員 子供の意向調査は当然大切だと思いますが、言葉にした、態度にした意向が本音ではない場合も少なくないという実態をもっと真剣に考えなければいけないのかなと思うのです。第三者の方がいきなりあるときに来て意向調査をしたときに、子供が表現したことが本当のニーズ、本当の気持ちなのだろうかということ是非常に疑わしいと思います。それは生活を共にしている一時保護所職員が一番よく分かっているだろうと私は感じています。

○吉田座長 ありがとうございます。

では、久保野構成員、お願いいたします。

○久保野構成員 ありがとうございます。久保野です。

面会通信について冒頭で両面が大事だと申し上げまして、権利性も強く申しましたので、裁判所の関与について賛成の意見かとも思われるような発言になりましたけれども、現時点では私はどちらかというと家庭裁判所の関与を積極的にすべきだという意見を持っているわけではありません。と申しますのは、分離自体がかなり挙証の問題ですとか権利制限になっているけれども、目的の範囲でやっているわけですので、もちろんそこ自体の司法関与が問題になっているわけですが、面会交流についてもどこまでが目的との関係で合理的かといったような、今日話題に出ているアセスメントによって基準等が明らかにされるということがまずはとても大事ではないかと考えております。

以上です。

○吉田座長 では、一言だけ。

○中村構成員 先ほどの茂木構成員の御意見にあった、生活を共にしているから子供たちの意見が分かるというのは、そういう側面があるものの、多くの子供たちが身近な大人だからこそ話をしにくい、それは施設職員とか里親さんとかも含めてという声も挙がっているということだけを紹介します。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。本当に多面的に見る必要がありますよね。

それでは、お願いします。

○野村大臣官房総務課企画官 事務局から1点だけすみません。

先ほどの令和2年度の予算で2対1と4対1の処遇の改善の部分でございますけれども、現在、まだ調整中でございます。正直、定員でどうするかといったところについて、自治体、児相を含めてかなり御心配をおかけしている部分だと思っておりますけれども、基本的にはしっかりと少数の定員のところであっても2対1の部分に対していいような形で対応するような方向で進めていきたいということでございます。一応の御紹介でございます。ただ、まだ調整を進めているところでございます。

失礼いたします。

○吉田座長 野村企画官、どうも補足をありがとうございました。

それでは、予定の時間となりましたので、本日、大変幅広く御意見をいただきました。まだまだ残された論点はあるかと思えます。各構成員におかれましては、追加の御意見等ございましたら事務局にお寄せください。

最後に、事務局から次回日程など事務連絡をお願いいたします。

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 次回の議題は「一時保護解除にあたっての手續について」を予定しております。日程は調整の上、後日御連絡いたします。

また、その次々回以降ですけれども、議論が一巡した後に、さらに深めるべき論点について、2巡目の議論ということで進めさせていただければと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、本日の検討会はこれにて閉会とさせていただきます。

御出席の皆様、どうもありがとうございました。